

掛南バドミントン部

規約

(目的)

本地域クラブは、スポーツ活動（事業）を行うことにより、会員の健全な心身の育成し、掛川市のバドミントン競技発展を目指すことを目的とする。

(構成)

本クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会員：本クラブの事業に参加する個人
- (2) 登録指導者：本クラブの事業に参画し、指導者として支援する者
- (3) 役員：本クラブの事業を運営し、事務を担う者

(入会)

会員として入会しようとする者は、本規約を了承のうえ、次に掲げる事項を記した入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

- (1) 医師等の運動制限指示など、本クラブの活動で配慮すべき事項の自己申告
- (2) 保護者の同意（未成年の場合）

(会員資格の停止および除名)

会員が次の各項に該当するときは、本クラブは当該会員の会員資格を停止または除名することができる。

- (1) 本クラブの規則、その他諸規則に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷付け、秩序を乱したとき。
- (3) 会員その他の責務を怠り、クラブからの催告に応じないととき。
- (4) 入会に際してクラブに虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (5) 指導者の指示に従わないなど、クラブ会員として相応しくないと判断したとき。

(開催日数・場所)

- (1) 開催曜日が増えた場合、会員は参加日を選ぶ事ができる。
- (2) 体育館の確保が難しく、所定の曜日や体育館で開催できない場合、振替として他の曜日や他の体育館になる事がある。
- (3) 会員個人の都合で振替参加をする事はできない

(会費)

会員は、次に定める年会費及び月会費を納入するものとする。尚、納入済の会費については原則として返還しない。

- (1)月会費1人あたり3500円とする。毎月、第一活動日に納入する。シャトル代、体育館代の高騰などにより会費が変わる場合は、2ヶ月前までに会員への連絡を行う。
- (2)上記は週に1コマ(1時間半)の会費であり、週に2コマ以上の参加希望者は別に定める。
- (3)体調不良や法事等でクラブへの不参加があった場合でも月会費は全額支払う。

(休日・休業)

本地域クラブの休日に関しては別に定める。また、スケジュール表によって各会員に知らせる。ただし、次の各号の理由により休業することがある。

- (1)気象、災害、ウイルス感染、その他止むを得ない理由により開催が妥当でないと認めた時。
- (2)年末年始、夏季などの一定期間の休業、その他都合により休業を認めるとき。
- (3)本条による休日・休業は原則として会員に対し会費返還などを行う必要は無いものとする。

(退会)

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)会費を3ヶ月以上納入しないとき。

退会月の会費は、月途中であっても全額支払わなければならない。

(役員)

次の者を役員として置く。

- (1)代表 中神 研人
- (2)副代表 中神 美優
- (3)会計 中神 研人
- (4)監事 鈴木 利和

2 第1項に定める役員は、総会の議決により決定する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

代表は、本クラブを代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本クラブの会計を担当する。
- 4 監事は、本クラブの業務および財産の状況を監査する。

(総会)

本クラブの総会は、役員及び登録指導者をもって構成し、年に1回開会するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 役員の設置、変更、解任
 - (2) 事業の変更
 - (3) 事業報告及び収支報告
 - (4) 本クラブの解散
 - (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、役員及び登録指導者の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 開会ができないと代表が判断する場合は、書面による審議に切り替えることができる。書面による審議がなされる場合、役員及び登録指導者に対して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権行使書面を交付する。

(議事録)

総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

本クラブの事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

(事務局)

本クラブの事務を処理するため、事務局を置く。事務局は役員によって構成する。

(委任)

この会則に定めのない事項は、代表が別に定める。

(変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

(個人情報の取り扱い)

会員の同意がない限り、第三者に個人情報を提供することはない。ただし、生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校とは必要に応じた情報共有を行う。

(賠償責任)

損害賠償の責については次のとおり定める。

- (1) 本地域クラブの利用に際して発生した災害、紛失、盗難、障害その他事故については、会員の自己責任とし、本クラブは一切の責任を負わないものとする。
- (2) 会員は、自己の責に帰すべき原因により会員が受けた損害については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。
- (3) 会員は、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。
- (4) 未成年の会員は、当該会員の責に帰すべき事由による損害に対して、親権者が連帯して賠償責任を果たさなければならない。

(閉鎖)

本クラブは、止むを得ざる事情による場合、相当の予告期間を置いたうえ、本クラブを閉鎖できる。会員はこれに関し、何等の異議も唱えず、また如何なる種類の請求もしない。

(保険)

本クラブは、すべての会員をスポーツ傷害保険に加入させる。

附則

- 1 この規則は、令和6年2月6日から施行する。